

令和3年5月31日

生徒の皆さん

保護者の皆様

京都市立嵯峨中学校

校長 小滝 俊則

## 「緊急事態宣言」再延長に伴う本校の教育活動並びに 家庭での健康観察の徹底と体調不良時の対応について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

5月28日に、政府より京都府に対して発出されている「緊急事態宣言」が、6月20日まで再延長されることになりました。この再延長を受けて、宣言が解除されるまで、これまで「緊急事態宣言」で取り組んでいる感染症対策を継続し、より一層徹底しつつ、教育活動を行ってまいります。

なお、今後の感染状況や国・京都府等の動向等を踏まえ、下記の対応について、変更する場合がございます。その場合は改めてお知らせいたします。

### 1. 当面の学校行事および授業について

#### 「体育大会」を、7月8日（木）に延期します。

→前日の7日（水）の午後に前日準備を行います。なお、予備日を9日（金）とします。

昨年度同様に、学年ごとの体育大会とし、応援合戦のみ全校で実施する予定です。詳しくは、後日配布する案内をご覧ください。

#### 「教育課程説明会・進路保護者会・修学旅行保護者説明会」を、7月2日（金）に実施します。

→詳しくは、後日配布する案内をご覧ください。

#### 3年生の「修学旅行」を、8月25日（水）～27日（金）に実施します。

→前日は夏季休業中となりますが、3年生のみ登校日として、学校で前日指導を行う予定です。

詳しくは、後日配布する案内をご覧ください。内容については、7月2日（金）の修学旅行保護者説明会で、ご説明いたします。

#### 2年生の「生き方探究チャレンジ体験」を、8月26日（木）・27日（金）に実施します。

→当初は3日間の実施を計画しておりましたが、受入事業所様に再度日程変更等をお願いした関係で、今年度は2日間の実施といたします。なお事業所様のご都合で1日のみの受入となっている事業所もございますので、ご了承ください。

#### 緊急事態措置の期間は、保健体育の授業において「水泳」は実施いたしません。

→緊急事態措置が解除された場合は、改めて通知いたします。（別紙もご覧ください。）

水着販売については、予定通り6月16日（水）・17日（木）に行います。

### 2. 部活動について

#### 活動場所を原則、校内に限定し、平日・休日問わず、活動時間を2時間以内で再開します。

→本校においては、6月2日（水）に、全ての部活動でミーティングを行い、顧問・部員で今後の予定も含めて、共通理解（特に感染症対策・熱中症対策）を図った上で、再開いたします。

→校外での大会・発表会等の参加については、公式な全国大会・近畿大会及びそれらにつながる大会であり、かつ、十分な感染対策が講じられていることを確認した上で、参加を認めることとします。

→他校との練習試合等は、引き続き中止とする。

### 3. 家庭での健康観察の徹底と体調不良時の対応について

- (1) 引き続き、毎日朝晩、お子さまの体温を測定し、発熱や咳などの風邪症状がないか等、健康観察を行い、その結果を本校から配布している「健康観察票」に記録して、登校時に持参・提出するようご指導ください。月末には学校に提出していただき、1ヶ月程度、保管いたします。また、保護者の皆様も、お子さまと一緒に毎日の健康観察にお取り組みいただき、ご家族で保健衛生の取組を進めていただき、感染予防に努めていただきますようお願いいたします。
- (2) 登校前の健康観察で、発熱や咳の風邪症状がみられた場合は、学校へ電話連絡のうえ、感染拡大防止のため、必ず登校を控えてご自宅で休養させてください。また、同居のご家族に風邪症状がみられる場合も同様に登校を控えていただきますよう、ご協力をお願いいたします。
- (3) お子様やご家族に発熱や体がだるい、のどが痛いなどの風邪症状があるときは、かかりつけ医など身近な医療機関（地域の診療所や病院）に、まず電話でご相談ください。休日・夜間など受診できる医療機関がない場合は、「きょうと新型コロナ医療相談センター」（電話 414-5487 365 日 24 時間受付）に連絡してください。お子様に少なくとも以下のいずれかの症状がみられる場合は、すぐに医療機関に電話でご相談いただくとともに、学校（電話 871-0533）へお知らせください。

- 息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。  
(症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。)
- 基礎疾患があるなど重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。
- 上記以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続いている。

- (4) ご家庭において、次のような状況が起こった場合は、速やかに学校（電話 871-0533）へ連絡してください。また、保健所等からお子様の自宅待機について要請があった場合は、登校を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された。
- お子様や同居されているご家族に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた。
- ご家族などが感染され、お子様や同居されているご家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた。

- (5) 新型コロナウイルスが変異株に置き換わる中で、家庭内での感染が増加し、職場や学校・福祉施設等での感染防止対策のため、これまで以上に、マスクの着用、手洗い・手指の消毒、身体的距離の確保、換気等基本的な感染防止対策を徹底するよう、京都市からの要請がありました。

京都市新型コロナウイルス対策本部会議において、感染拡大防止を徹底するため「感染者が確認された場合、積極的な疫学調査を進め、濃厚接触者の範囲を拡大するとともに、少しでも感染リスクのある方にPCR検査の実施を拡大する」方針も示されています。

先にも述べていますが、体調がすぐれない場合は登校を控え、かかりつけ医など身近な医療機関（地域の診療所や病院）に、まず電話で相談して受診してください。ご家族にも同じ状況が起こった場合も同様に対応していただき、お子様の登校を控えていただきますようお願いします。